

北海道委託事業

「子どもの権利擁護に係る実証モデル事業」

報告書

令和5(2023)年3月

一般社団法人 北海道公認心理師協会

目 次

第 I 章 事業要旨	1
第 II 章 一時保護児童への意見表明支援活動	2
1. 意見表明支援員の専門性	2
2. 意見表明の機会保障のシステム構築	2
(1) 意見表明支援の環境・枠組みづくり	
(2) 制度説明から意見表明支援終了までの流れ	
(3) インフォームドコンセントおよび情報管理	
(4) 意見表明支援員の養成研修	
3. 意見表明支援プロセス	8
(1) 児童への制度説明	
(2) 意見表明支援の流れ	
(3) 利用状況	
(4) 利用のしやすさ改善とその結果	
(5) 定期的スーパービジョン	
4. 評価と課題	21
(1) 一時保護児童	
(2) 児童相談所職員	
(3) 意見表明支援員	
第 III 章 児童福祉施設職員等への啓発活動	29
1. 子どもの権利擁護(意見表明等支援)に係る講演会の開催	29
(1) 講演会の開催	
(2) 講演会動画 Zoom 配信	
(3) 講演会動画 DVD 送付	
2. 講演会終了後アンケート調査報告	31
(1) 講演会終了後アンケート調査報告	
(2) アンケート項目および結果	
(3) 総括	
3. 個別施設訪問等による技術的研修の実施	39
4. 技術的研修終了後アンケート調査報告	40
第 IV 章 全体総括	44
1. 児童の意見表明の機会保障とシステム構築	44
2. 子どもの権利保障における課題	44
3. 今後の展望	45

第 I 章 事業要旨

「子どもの権利擁護に係る実証モデル事業」は、児童相談所による一時保護措置等や、一時保護所における生活上の処遇等に対し、当該児童が意見を表明する機会の保障などを行うシステムを構築し、もって、子どもの権利を保障することを目的とした、また、児童養護施設等への訪問等により、子どもの権利擁護に関する啓発等を行うことも目的とした北海道の事業である。一般社団法人北海道公認心理師協会が、公募プロポーザルに応募し、北海道より事業委託を受けたものである。

一時保護となった子どもは、それまでの経験や抱えている特性などから、意見を表明することが難しかったり、意見の表明が「自分に」許されるのだという感覚自体を持たずに過ごしてきたかもしれない。それ以前に、自分の考えや、思い、意見を話すこと、そして聴いてもらえるという経験がなかったかもしれない。そういう子どもたちにとって、自分とも、児童相談所とも関係のない外部からの第三者(意見表明支援員)と話をし、自分の言うことを理解してもらえるという経験は、その子どもにポジティブな影響をもたらす可能性がある。また意見表明支援のプロセスのなかで、自らの気持ちや持っているストレングス等に思い至る可能性もあり、成功体験ともなり得る。しかし、反面、これまでの傷つき等が想起、繰り返されたり、深められてしまうといった、ネガティブな体験ともなり得ることは想像にかたくない。意見表明支援員は、独立性だけではなく専門性を確保したうえで、あくまでも子どもの立場から、専門的に意見表明支援を実践することが求められる。

心理職の国家資格である公認心理師を意見表明支援員として養成したうえで、児童相談所一時保護児童を対象として派遣を行うなかで、児童による意見表明の機会を保障するシステムの構築を試みた。また、「子どもの権利擁護(意見表明等支援)に係る講演会」の開催および「個別施設訪問等による技術的研修」の実施により、子どもの権利擁護に関する啓発等を行った。本報告書は、「一時保護児童への意見表明支援活動」と「児童福祉施設職員等への啓発活動」について報告し、児童の意見表明の機会保障とシステム構築、子どもの権利保障における課題等の、全体総括をしたものである。

第 II 章 一時保護所における児童の意見表明支援

1. 意見表明支援員の専門性

一時保護所に保護となった子どもの意見表明支援は、傾聴を軸としながら、その子どもにあった言語的、非言語的コミュニケーション手段を使い、その子どもの意思表出、意見(誰かに伝えたいこと)の意識化や、言語化を促す支援になり、高度の専門性を要する。意見表明支援は、徹底して子ども中心に、子どもから現れてくるものに基づきながら、何を、誰に、どう表現するかを形作っていく支援であり、表現の方法や内容についても、丁寧に、その子どもの考えや思いを聴き、確認をすることになる。その確認も、その子どもにあった方法をとることが必要である。

意見表明支援者は、自らの価値観に基づいて誘導したり、価値観を押し付けたりしないことは言うまでもなく、子どもの同意(合意・了解)なしに、代弁することもない。抱えている、あるいは抱えているかしのれない、発達障害やメンタルヘルス面での不調や、過去の辛い経験、おとなへの不信感などにも、配慮しつつ、一貫して外部性、独立性を保ちつつ、子ども中心に、その子どもの意見(声)が、形となっていく、そのプロセスを手助けすることのできるのが、意見表明支援員の専門性であると考えられる。一時保護の決定や、一時保護所での生活上の処遇等に対して、子どもが意見を表明する機会を保障することにもなる。

2. 意見表明の機会保障のシステム構築

令和 4 年 9 月 20 日より北海道中央児童相談所に意見表明支援員の定期的派遣を開始し、令和 5 年 3 月 6 日をもって派遣を終了した。

派遣開始に先立ち、北海道中央児童相談所、北海道庁担当部署との綿密な打ち合わせを、同時並行して意見表明支援員の選定および養成研修を行った。事前打ち合わせにおいては、認識・理解にズレがないように、すべての文書を相互に確認した。また、時間の経過とともにズレ、ブレが生じないように、「制度説明から意見表明支援終了までの流れ」の確認、「シナリオ」の作成・共有を行った。派遣開始後、必要に応じて見直しを図ることとし、令和 4 年 12 月に関係者での会合が開かれ、児童の利用しやすさに関する改善策が練られ、12 月 26 日から更新された実施要項で派遣がなされることとなった。

(1) 意見表明支援の環境・枠組みづくり

各機関(北海道庁、中央児童相談所、北海道公認心理師協会)の関係者により、対面の打ち合わせ4回、オンライン(Zoom 利用)1回、合計5回の打ち合わせにより、意見表明支援員の具体的な業務等の詳細が詰められ、共有がなされた。個人情報の扱いに十分に配慮し、また、関係者間での情報の管理や書類の流れ等についての詰めがなされた。意見表明支援員による意見表明支援が、児童の意見表明の機会保障につながるという認識を共有しながら、具体的な環境・枠組み設定、意見表明支援の「シナリオ」作成を進めた。

(ア) 意見表明支援員の業務確認

中央児童相談所とは独立した、外部の第三者として意見表明支援員が派遣されるという仕組みを明確にするために、また今回のモデル事業の性質上、中央児童相談所と北海道公認心理師協会の中間に位置する「連絡員」一名が配置された。打ち合わせの経過において、子どもへの意見表明支援員(子どもアドボケイト)の制度説明等は「連絡員」が担当するとの整理がなされた。派遣開始に先立って、新規に作成された文書等の一覧が、下記のものである。

i. 連絡員業務 (参考資料①～⑧)

<子どもへの制度説明>

- ・子どもアドボケイトスライド資料
- ・児童配布用スライド
- ・子どもへの制度説明の流れ(シナリオ)

<面談申込>

- ・面談予約表(掲示用)
- ・面談申込のお知らせ(掲示用)
- ・面談申し込み用紙
- ・子ども意見表明受付票
- ・児童アンケート

ii. 意見表明支援員業務 (参考資料⑨～⑫)

- ・面談の開始から終了まで(シナリオ)
- ・意見表明の場(シナリオ)
- ・「伝えたいこと」の確認シート
- ・子ども意見表明支援員記録

(イ) 意見表明支援の枠組み

打ち合わせを経て、下記の環境・枠組みでの意見表明支援業務開始となった。「意見表明支援員」という表記はせず、「子どもアドボケイト」の用語を使うこととした。いずれも児童にはなじみのない言葉であるが、より広い意味合いをもち、新しい言葉であることがわかるように、児童への説明には「子どもアドボケイト」で統一した(後に並記へ変更)。意見表明支援の時間については児童等になじみのある言葉としての「面談」という用語を使

用した。

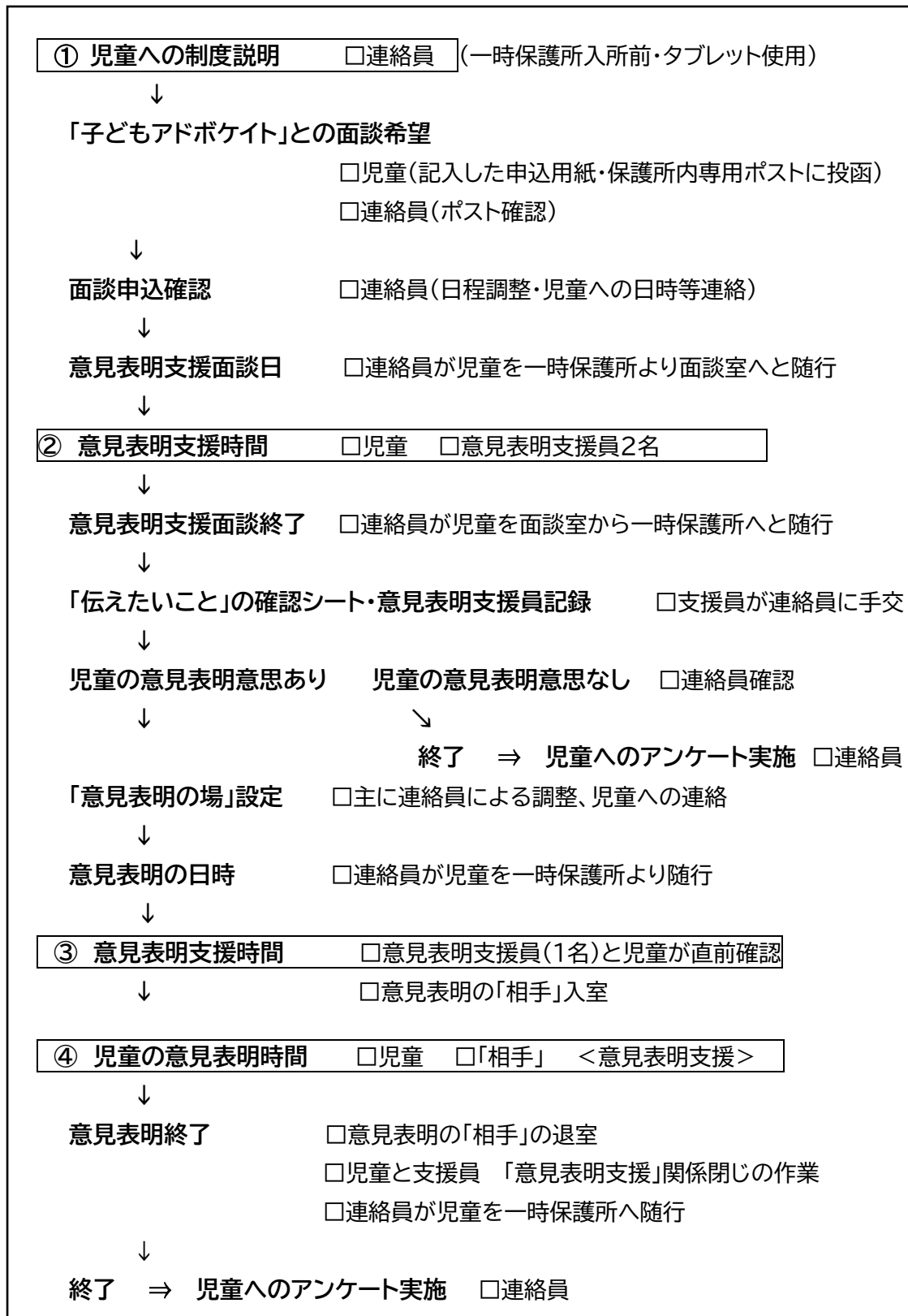
被児童虐待等を始めとし、さまざまな背景を抱えている児童への意見表明支援となることを考え、意見表明支援員は2人一組とした。また、その2名を「話の聴き役」と「記録役」に分け、構造化をはかった。密室での1対1という環境となることを避けるためであり、児童が意見表明支援員を性別含めて選択ができるように、2週間単位での面談予約表の掲示とした。

- 意見表明支援員(2名)の定期訪問
 - ・ 頻度等 原則、毎週1回、月曜日。
 - ・ 時間帯 午後1時から午後3時まで（後に変更）
 - ・ 場所 北海道中央児童相談所 相談室
- 対象児童等
 - ・ 小学5年生以上（後に小学3年生以上に変更）
 - ・ 1人につき45分間枠、1回につき児童2名まで
- 面談予約申し込み制
 - ・ 2週間単位で、意見表明支援員名、面談予約の有無がわかるように掲示
 - ・ 面談予約が空いている限り、当日の飛び込み予約可
 - ・ 意見表明支援員は面談予約の有無に関わらず、時間内待機
- 意見表明支援員2名の分担
 - ・ 話の聴き役と記録役

(2) 制度説明から意見表明支援終了までの流れ

関係者間で児童への制度説明から意見表明支援終了までの流れについて、協議し、共通理解を得たうえで、意見表明支援員の定期派遣開始となった。その流れを「表1」に示す。なお、児童相談所に一時保護となった児童への説明となることから、「一時保護所に入所しているみなさんへ」(参考資料①)という制度説明のなかに、子どもアドボケイト(意見表明支援員のこと)の説明を組み入れることになり、連絡員の業務という整理がなされた。なお、児童の話の内容が被措置児童等虐待疑いの場合は面談を中止し、速やかに意見表明支援員から、連絡員を通じて、児童相談所内担当者へ連絡する流れについても、事前確認がなされた。

表1 制度説明から意見表明支援終了までの流れ



(3) インフォームドコンセントおよび情報管理

子どもの権利擁護に係る実証モデル事業委託業務処理要領に基づき、「意見表明支援業務における個人情報の管理に関する規定」(参考資料⑬)を定めた。また、各支援員から同規定遵守の承諾書、加えて同規定遵守と当協会退会後においても遵守継続の誓約書を得て、派遣開始とした。意見表明支援の面談中に作成した逐語等の記録書類一切を廃棄して退所することとした。

子どもの権利擁護、意見表明支援という業務の性質上、子どもとの同意・合意を確実にしながら進めていくことを徹底した。そのために、後述の「シナリオ」(参考資料⑨)で示されるように、連絡員に提出することになる「伝えたいこと」の確認シート(参考資料⑩)、意見表明支援員記録(参考資料⑫)についても、丁寧に行い、透明性を保った。

(4) 意見表明支援員の養成研修

受託者である北海道公認心理師協会の会員から、意見表明支援員に必要な専門性を有している 3 名を選定のうえ、養成研修を実施のうえ、9 月 20日の派遣を開始した。心理職の国家資格である公認心理師資格を共通にもち、スクールカウンセラー歴や発達支援・療育経験などの要因も勘案し、年齢層、経験の種類、性別に多様性をもたせ、3 名を選定した。

アドボカシーや意見表明支援に直接係る専門性を確実にするために、事前の養成研修を令和 4 年 7 月 23 日・24 日の二日程で実施した。講師には、当協会会員 2 名を充てた。さらに、打ち合わせで確認された内容が確実に実行されるために、同時並行で、実際の意見表明支援のプロセスについての追加研修を 4 回行った。講師には、打ち合わせに参加していた意見表明支援員派遣統括者を充てた。

・事前養成研修の重点

- 子どもの権利、アドボカシーに関する知識・態度・スキル
- 社会的養護に関する専門性
- 一時保護中の児童に特化した意見表明支援演習(ロールプレイ中心)

・意見表明支援員養成研修

Part I 基礎編 (講義中心・オンライン Zoom)

令和 4 年 7 月 23 日 9:00~17:00

回	テーマ	内容	時間
1	子どもの権利擁護、社会的養護についての理解	国際法、国内法、関連法、条約、児童福祉法改正。児童福祉制度、児童相談所の役割、児童福祉施設の役割。	1.5
2	アドボカシーについての理解	定義、役割、種類。独立(専門)アドボカシーの基本原則。	1.5
3	子どもの意見表明支援 ①理念	セルフアドボカシーの視点、意思表出、意見形成、意見表明、代弁、支援の同意確認、インフォームド・チョイスの支援	1.0
4	子どもの意見表明支援 ②技術	傾聴、信頼関係構築、言語的・非言語的コミュニケーション、行動観察	1.0
5	子どもの意見表明支援 ③プロセス	出会いから終結まで、インフォームドコンセント、「意見表明」の確認(方法)	1.0
6	非指示型アドボカシー、ジレンマの対処	非指示型アドボカシーの適用条件/前提、背景にある理念。支援者自身のジレンマのモニタリング、対処法	1.0

Part II 実技編 (演習中心・対面)

令和4年7月24日 9:30~17:00

回	テーマ	内容	時間
1	出会いから終結まで ① 一時保護措置等への意見表明支援	<ul style="list-style-type: none"> 意見表明支援のプロセスのロールプレイ。インフォームドコンセント、傾聴、意見表明支援技術、終結の判断。 子どもにあった意見表明支援。子どもが表明した内容の理解、インフォームド・チョイスの支援。 支援内容報告書作成演習 	2.0
2	出会いから終結まで ② 一時保護所における生活上の処遇等への意見表明支援	<ul style="list-style-type: none"> 意見表明支援のプロセスのロールプレイ。インフォームドコンセント、傾聴、意見表明支援技術、終結の判断。 子どもにあった意見表明支援。子どもが表明した内容の理解、インフォームド・チョイスの支援。 支援内容報告書作成演習 	2.0

3	意見表明支援一同席、代弁	想定状況に応じた振舞い方のロールプレイ。 子どもからの同意確認含む。	1.5
4	留意点	個人情報保護、秘密保持、危機的状況への対応。子どもの立場に立つ。子どもと児相との関係調整の役割はとらない。	1.0

・追加、養成研修（対面 3時間ずつ ロールプレイ中心）

- 意見表明支援面談の開始から終了まで
- 「伝えたいこと」の確認シート、意見表明支援員記録の書き方

令和4年8月2日、8月19日、9月2日、9月7日

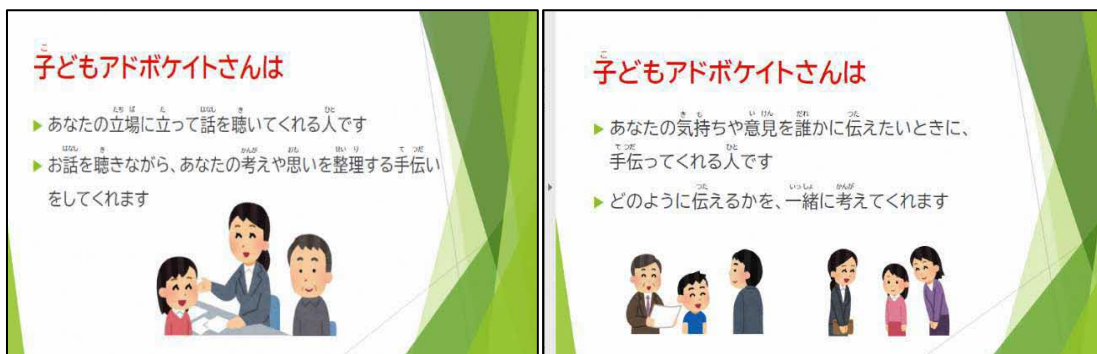
3. 意見表明支援プロセス

(1) 児童への制度説明

一時保護所への入所前、もしくは入所直後に、連絡員による制度説明がなされた。タブレットを利用して、「一時保護所に入所しているみなさんへ」と題したスライドにより、以下の3点が説明された(参考資料① 改定版)。意見表明支援員は、「子どもアドボケイト」として説明がなされた。

- ・子どもの権利条約について
- ・子どもアドボケイトさんについて
- ・子どもアドボケイトさんとの面談申し込みについて

児童への説明時には、事前作成の「子どもへの制度説明の流れ(シナリオ)」が使われた(参考資料③)。詳細は後述するが、令和4年12月中旬の改善策実行に対応して、12月より、説明時に、意見表明支援員作成の短い自己紹介動画(数十秒)が流されている。児童には「子どもアドボケイト」に係るスライド4枚をピックアップしたものが、紙媒体で配付された(参考資料②-12月改訂版)。



意見表明支援が終了したあとに、連絡員による子どもへのアンケートが行われた。面談を
 しての感想を聞く形で、「良かった」「まあまあ良かった」「あまり良くなかった」「良くなかつ
 た」の4段階評定であった。参考資料⑧が使用されたアンケートである。

(2) 意見表明支援の流れ

実際の意見表明支援は、事前に確認された「シナリオ」に基づいて行われた。項目毎に意
 見表明支援員の動きと、確認ポイント等が記されたものである(資料⑨)。意見表明支援員の
 支援が支援員間で同質となること、どの児童に対しても支援の質が保障されことを目的と
 して、作成がなされた。「シナリオ」を部分的に使いながら、下記ⅠからⅥの流れについて、具
 体的に説明する。

- Ⅰ. 招き入れ～聴き始めまで
- Ⅱ. 聴き始め(切り出し)
- Ⅲ. 形成支援の同意確認 (必要に応じて)
- Ⅳ. 形成支援から表明支援へ
- Ⅴ. 「伝えたいこと」の確認
- Ⅵ. 終了へ

●意見表明支援面談の開始から終了まで

Ⅰ. 招き入れ～聴き始めまで

- 着座まで
- あいさつ

<ul style="list-style-type: none"> ・子どもアドボケイトの○△です。 ・こちらが、○×さんです。(流れをみて、自分で言うことも) ・今日は、お話をしにきてくれてありがとう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童は「さん」呼 び ・君・ちゃん NG
--	--

- インフォームドコンセント

<p>【子どもアドボケイトの説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わたしたちは「子どもアドボケイト」と言って、子どものお話を聴きなが ら、その子どもが自分の思いや考えを整理する手伝いをする人です。 ・誰かに伝えたいことがあれば、その伝え方を一緒に考える人です。 ・直接言いにくいことがあれば、代わりに伝えることもできます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワンセンテンス ずつ、途中も、 区切ってゆっ くりと。 ・伝わっている か、理解してい るか、表情等で
---	---

<p>【秘密保持・例外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ここで聞いたことのお話の秘密は守ります。ただ、あなたや誰かの命・安全にかかわることは、職員さんや他のおとなに、伝えることがあります。 ・その場合も、できるだけ、〇〇さんに先にお話しします。 <p>【質問の有無/理解の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ここまでのお話、わかりましたか。 ・質問はありませんか？ 	<p>確認しながら。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、言い換え、視覚化。 ・必要に応じて、ジェスチャー（首振りなど）OK と伝える。
---	---

● **聴き役、記録役**

児童が自分の話す相手(自分の話を聞いてくれる相手)を選択できる設定

<ul style="list-style-type: none"> ・それでは、始めていきますね。 ・ここにいる二人のうち、一人が〇〇さんのお話の聴き役、もう一人がお話の記録役になります。記録役は、あそこの離れたところで<場所を身振りで示す>、お話を聴いてもらうこともできます。 ・このまま二人が並んで座っているのがよいか、一人がよいか、希望はありますか。私たちは、どちらでも、大丈夫です。 <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お話の聴き役、どちらがいいか、希望はありますか。 ・私たちは、どちらでも大丈夫です。 	
---	--

II. **聴き始め(切り出し)**

● **聴き始め**

<p>①今日は、何かお話ししたいことがあるのかな？ 何か教えてくれる？</p> <p>Or</p> <p>②誰かに何か言いたいことがあって、今日、来てくれたのかな？</p>	<p>■同意確認を意識しつつ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・形成支援 ・表明支援 ・①の反応により、②を追加してみる
--	--

● **傾聴 終了まで**

Ⅲ. 形成支援の同意確認（必要に応じて）

「意見（誰かに、何かを伝えたいこと）」の存在について、必要に応じて、明確化、言語化、意識化を手伝うことの同意（合意）確認をしながら、進めていくことを基本とする。

● 形成支援の同意＜確認＞

<p>傾聴プロセスのなかで ↓ ●「意見（誰かに、何かを伝えたいこと）」 ＜存在＞ 明確化支援への同意 ＜存在＞ 言語化、意識化支援への同意</p> <p>確認の仕方（← それまでの話に対応して） ①なんかはっきりしないけど、言いたいことがありそうなんだ？ ②なんかよくわからないけど、誰かに言いたいことがありそうなんだ？ ③誰って言うのはわかんないけど、言いたいことがありそうなんだ？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同意へ誘導しない ・同意なしに、具体化しない ・必要に応じて、描画、もしくは言葉と並行。 *ふぁっと、可
--	--

A. 同意の表明なし → ストップ確認

B. 同意の表明あり → 「Ⅳ. 形成支援から表明支援へ」

Ⅳ. 形成支援から表明支援へ

形成支援から表明支援への移行プロセスも、子ども中心で行う。ポイントは以下の3点である。

子どもの言葉を言いかえない・自分の言葉を足さない・逐語で記録

● 形成支援

<ul style="list-style-type: none"> ・もう少し、お話ししてくれる？ ・××について、もう少しお話ししてくれる？ ・××って？ ・××のこと/××ということ、誰かに話したいのかな？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・発された言葉をそのまま、繰り返す。 ・言いかえない。 ・言葉を足さない。 ●逐語で記録
--	---

● 表明支援

<p>お話を聴きながら、明確化・具体化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰かに → 誰に ・何かを → 何を 	<p>●逐語で記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・途中 手書きメモを、読み上げる、見せるなど <p>⇒「伝えたいこと」の確認</p>
--	--

● 表明支援の同意確認

A. 同意の表明なし → ストップ確認

<p>①[ストップ肯定の反応]</p> <p>教えてくれてありがとう。 ここまでお話をしてくれてありがとう。 <ストレングスに触れる> 例) 頑張って、話してくれたね。 (知らない)ひとに話すのって、勇気があるよね。 ここでストップしたほうがいいって、よくわかったね。 自分のこと、大切にしているんだね。 ストップって、よく言えたね。 それでは、これで終わりにしますね。 ○×さんが連絡員の○○さんに声をかけてきます。少しここで待っていきましょう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・成功体験の位置づけに(失敗ではなく) ・笑顔や安堵を確認
<p>②[ストップ否定の反応 or 無反応]</p> <p>→ 再度、表明支援同意確認 もう少し、お話ししてみる? このまま、お話しするの、手伝ってもいい?</p> <p>表明支援肯定の反応 ⇒ 「B. 同意の表明あり」へ移行</p>	

B. 同意の表明あり → 表明支援継続

○ 表明支援継続

<p>【同意表明後】</p> <p>・「意見(誰かに伝えたいこと)」の内容、形を整える支援継続</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>●1 「伝えたいこと」 内容、形式整理</p> <p>●2 「誰に」の適切な明確化 「伝えたいこと」が確認してから確認。 先に確認しない。(自発的、自然には出ていない場合) 登場人物、構造の整理 「**ということをお■■さんに伝えたい」(表明したい) → ということをお「誰に」伝えるのか</p> <p>●3 「伝えるとき」 <意向、希望を顕在化> 次に、伝えるときのことを、お話し、しようか。</p>	<p>・子どもの表現を使い、整理</p> <p>・必要に応じて、読み上げて、確認。訂正してもらおう。</p> <p>・描画使用も念頭。</p> <p>・「伝えたいこと」確認シートを念頭に</p> <p>・あくまでも、これまでの流れを崩さずに。</p>
---	--

以下の内容を整理していく。

- ・A 誰が
- ①あなたひとりで？
 - ②あなたと、子どもアドボケイト、ふたりで？
 - ③あなたの代わりに、子どもアドボケイトがひとりで

- ・B 伝え方
- 1)口で言う
 - ①あなたが、口で(話して)伝える
さっき見せた「伝えたいこと」を、「紙」にきれいに書きますので、それを見て、話しても大丈夫です。
 - 2)紙を使うときは
 - ②紙の「伝えたいこと」を、声に出して読むか、
 - ③紙を手渡して、その場で読んでもらうか、
 - ④紙を手渡すだけにするか。
 - 1)、2)への反応がない、あっても微妙な場合
 - ⑤他のやり方がよかったら、教えてくれる？

・C 子どもアドボケイトの「伝え方」

A-2 (ふたり、途中交代)

A-3 (子どもアドボケイト、ひとりで代弁)

伝え方は、②～④に限定であることを、伝える

V. 「伝えたいこと」の確認

○ 「伝えたいこと」の確認シート

「伝えたいこと」の確認シート(参考資料⑪)を使いながら、確認をする。確認の方法は児童にあわせる。児童と「聴き役」との話聞いていた、「記録役」が記載を終えている。この段階の前に、「伝えたいこと」(シートの上部分)は、児童との間で、都度の確認がなされている。

○ 意見表明の意思確認

「伝えたいこと」の確認シートを連絡員に渡すこと、意見表明意思の最終確認。

「伝えたいこと」の確認シート

「伝えたいこと」

だれに

伝えるとき

だれが

- あなたが、ひとりで。
- あなたと、子どもアドボケイト、ふたりで。
- あなたの隣にすわって、静かに応援する。
- あなたが困ったときは、子どもアドボケイトが代わりに伝える。
- あなたの代わりに、子どもアドボケイトが、ひとりで。
- あなたも、同じ部屋にいる。

伝え方

- あなたが、口で(話して)伝える(この紙を見てもいい)
- この紙を使って伝える
 - 「伝えたいこと」を声に出して読む
 - この紙を手わたす。そしてすぐに読んでもらう。
 - この紙を手わたすだけにする。
- その他()

上に書いてあることでまちがいません。

令和 年 月 日

あなたの名前 _____

子どもアドボケイトの名前 _____

VI. 終了へ

終了へ向けて、「連絡員さんへの封筒」のことを話す。

○ 連絡員さんへの封筒

「伝えたいこと」の確認シートを入れる封筒についての説明

○ 意見表明の意思確認

A. 表明意思ナシ → 「伝えたいこと」の確認シート破棄

B. 表明意思アリ → 「意見表明支援員記録」(参考資料⑫)を連絡員さんに渡すことを伝え、その内容を一緒に、確認する。

- ・具体的な意見内容 確認済みの「伝えたいこと」の転記
- ・誰が、伝え方 確認シートの転載
- ・意見表明支援内容 意見表明支援員が児童をくどう手伝ったか、内容を児童と確認
- ・児童への説明 話の内容に①児童虐待(の疑い)②自傷他害(の疑い)が含まれた場合、命・安全に関わることであり、意見表明支援員から児

童相談所職員にお話しをすることを、説明(開始時のインフォームドコンセントに沿ったもの)

<注記:被措置児童等虐待(の疑い)⇒生じた時点で、通告へ向けて、面談中止>

● ねぎらい・ストレングス

ねぎらい、ストレングスに触れて、意見表明支援の時間(関係)を閉じる。

今日はお話をしてくれてありがとう。

伝えたいことがはっきりするお手伝いをさせてくれてありがとう。

→ (場合によっては) そして、最後に、「伝えたいこと」を伝えないことにすると、ちゃんと言えましたね。自分の気持ち、ちゃんと言えましたね。

<ねぎらい・ストレングスに触れる>

● 話した、話せたという行動に対して(話の内容ではなく)

例) 頑張って、話してくれましたね。

少しずつ、時間をかけて、お話してくれましたね。

誰にも話したことがなかったこと、よくお話ししてくれました。

(知らない)ひとに話すのって、勇気があるよね。

自分のことを、大切にしているんだと感じました。

～～を大切にしているんだと、伝わってきました。

● 意見表明の場

意見表明の意思が確認された場合、意見表明の対象となる職員と、意見表明支援員の都合等を合わせて、「意見表明の場」設定がなされる。連絡員が調整を担当した。

● 意見表明開始前

<「伝えたいこと」の確認シートを見ながら>以下の点を確認

- ・ 記載された「伝えたいこと」に限定すること
- ・ 「誰が」、「伝え方」 確認

途中でのバトンタッチ - 合図

子どもアドボケイトの座る位置 - 横並び、離れたところなど

● 「伝える相手」の入室、着席

子どもアドボケイトが児童の「伝える相手」にあいさつし、口火を切り、児童の意見表明開始を誘導する。事前同意があれば途中交代や、読む場所を指さしなどで指示し、意見表明を支援する。

○ 「相手」からの反応

児童の意見表明の相手となった場合、伝えられた後に、何らかの「反応」をするという打ち合わせがなされていた。

<ul style="list-style-type: none"> ・「相手」から児童への何らかの「反応」があるはず <ul style="list-style-type: none"> ●児童の自然な反応に委ねること ●子どもアドボケイトは何も反応しないこと (同意を得ていない意見表明支援はしないこと) ・終了の宣言(必要があれば) 	<p>・「相手」退室</p>
--	----------------

○ 終結

「相手」の退室後、意見を伝えたね、伝えられたねなどの言葉で、意見表明支援を終えたことの確認をし、これで手伝いは終わりですなどの言葉で、意見表明支援を終結する。

(3) 利用状況

児童による実際の利用状況は以下のものであった。当日の申し込みが 6 人、事前予約が 3 人であった。

(ア) 意見表明支援員派遣回数、児童への制度説明人数、利用児童人数

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
派遣回数	2	5	3	3	4	4	1	22
制度説明人数	5	3	7	5	4	7	0	31
利用人数								
意見表明支援	1	2	0	2	2	2	0	9
意見表明の場	0	2	0	2	1	1	0	6

(イ) 意見表明支援面談を利用した児童の内訳(学年、性別)

同じ児童が意見表明支援面談を複数回利用していたことから、実人数も併せて示した。小学 3 年生の男児は 3 回、中 1 の男児は 2 回利用したことがわかる。実人数としては合計 6 人であった。そのため、延べ人数で見た場合には、男児 7 名、女児 2 名となるが、実人数でみた場合には男児 4 名、女児 2 名となる。制度説明を受けた児童の男児と女児の割合は、14 人对 17 人であることから、女児の利用が少なかったといえる。

	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	合計
意見表明支援 面談利用者数	3	2		1	2				1		9
男児	3	1			2				1		7
女児		1		1							2
実人数	1	2		1	1				1		6

(ウ) 児童の話の内容

児童の話の内容を、意見表明支援員記録上の分類に従って、その件数を示したものが下記の表である。「保護中の問題」4件は概ね、一時保護所内他児童のこと、「その他」5回は家に帰りたいとか、いつ家に帰れるのかとか、今後のことなどであった。「援助方針の参画」は退所のための話し合いを求めるものであった。なお、件数の合計が10になっているのは、児童1名の「伝えたいこと」が二つの種類からなっていたためである。

聴取内容	件数	意見表明あり
一時保護の決定	0	
保護中の問題	4	2
援助方針の参画	1	1
措置等の不服	0	
その他	5	3

(エ) 意見表明の相手

児童の意見表明の相手は、以下のとおりであった。

児童福祉司	4人(実人数3人)
一時保護所職員	1人
その他	1人

(オ) 意見表明形式

意見表明形式は以下のとおりで、意見表明の意思を示し、意見表明をした6名の児童はみな、「本人と意見表明支援員」二人でという形式を選んだ。自分が口頭で伝えるとし

ながらも、意見表明支援員の同席を望んでいた。同席時の具体的な支援内容として、「困った時に代わりに伝える」を全員が選び、加えて支援員の見守りを選んだ児童が2名であった。

意見表明形式	件数
本人のみ	0
本人と意見表明支援員	6
支援員は見守り	2
困った時に代わりに伝える	6
意見表明支援員のみ	0

(カ) 意見表明方法

意見表明の方法として、口頭で伝えるが最多の5件で、文書で伝えるが3件であった。両方の方法を選択していた児童が2名、文書で伝えるのみを選択した児童が1名であった。「文書で伝える」の方式は、3件とも読み上げるものであった。ここでの「文書」とは、「伝えたいこと」の確認シートのことであり、自らの言葉でつづられたものである。

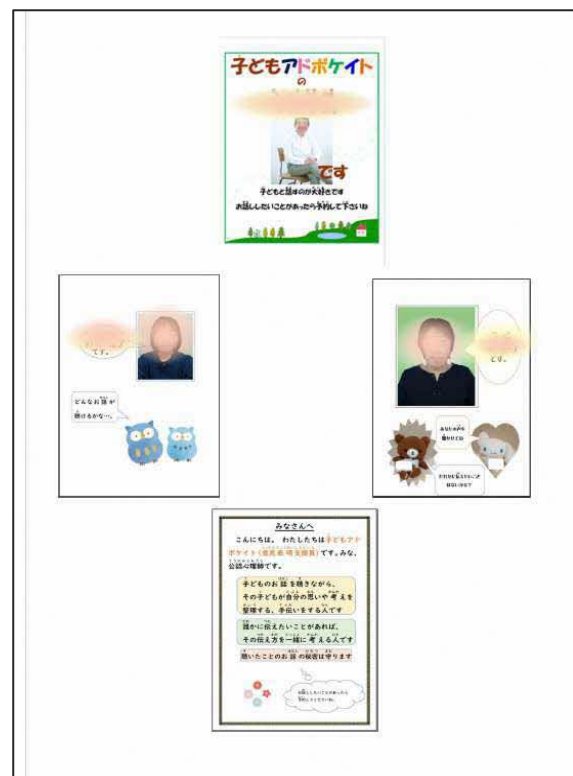
意見表明方法	件数
口頭で伝える(文書を見ながらも可)	5
文書で伝える	3
読み上げる	3
手渡し、読んでもらう	0
手渡しのみ	0
その他	0

(4) 利用のしやすさ改善とその結果

児童の利用が少ないことについて、北海道庁が調整役となり、令和4年12月に関係者間でその理由や改善策を検討し、下記変更がなされた。中央児童相談所では児童への聞き取りがなされ、その結果が反映される形ともなった。12月26日から変更後の実施要項によ

って、意見表明支援員の派遣が行われた。

- 対象学年 3年生以上に変更
(聞き取りにおいて、対象になっていなかった学年の子どもより、なぜ、との問いがあった)
- 面談時間帯 他活動との重なりを部分的に調整
(面談を希望する子どもが利用しやすい時間帯へ、開始時間を繰り下げる)
- 「子どもアドボケイト」のアピール
 - ①一時保護所内に子どもアドボケイトのアピール掲載
<自己紹介・顔写真・説明文>(参考資料⑭)
 - ②意見表明支援員の短い自己紹介動画
連絡員による制度説明時、動画を流す
 - ③「今日来てます」挨拶
訪問時、一時保護所に行き、あいさつ。
 - ④「意見表明支援員」という名称を並記
(どういう人なのかわからない、といった声への対応)
- 制度説明に「例示」スライドを追加
(何を話したらよいかわからない、といった声への対応)



9月と10月は3人、11月は0人であった児童の利用人数が、改善策実施後の12月、1月、2月には2名ずつの利用となった。とった改善策が児童にとっての利用のしやすさにつながったものといえる。小学3年生、4年生の利用者が延べ5人となっていて、全体延べ人数9人の過半数となったことから、学年を下げたのが最も効果があったように見える。

(5) 定期的スーパービジョン

意見表明支援員には、アドボカシーに詳しい有識者による定期的なスーパービジョンを提供した。令和4年9月20日からの意見表明支援



員派遣開始に伴い、10月から定期的個人スーパービジョンの提供を開始した。10月および11月は月2回の定期実施とし、12月以降は月1回の個人スーパービジョン、月1回のグループスーパービジョン実施を計画した。なお、スーパーバイザーと各意見表明支援員の日程調整の都合上、厳密な意味での定期実施とはなっていないが、月単位でスーパービジョンの日程を定めた。

派遣開始直後の10月および11月の2か月間は、意見表明支援員業務が円滑に行われるよう月2回の個人スーパービジョンを組んだが、11月には児童の面談希望がなく、また意見表明支援員からも実施希望がなく、全6回キャンセルとなった。また派遣先の事情により11月下旬、12月上旬の定期派遣が2回連続して中止となったこと、面談希望数の少なさから、スーパービジョン実施回数は下記のとおりとなった。個人スーパービジョンは1時間、グループスーパービジョンは1時間半とした。

スーパービジョンの内容は、子どもアドボカシーの専門家の視点からの助言とした。実務的なことの相談先には意見表明支援員派遣統括者を充てた。

各スーパービジョンについては、終了時に意見表明支援員と記載内容を確認のうえ、スーパーバイザーから意見表明支援員統括者へと各月報告書提出と定めた。実施内容を下記に記す。

● 実施内容

- ・ 令和4年10月 (個人3人-5回)

シナリオに沿った活動の流れ確認、心理支援と意見表明支援の違いについての助言、活動内容に沿った継続的な表明支援についての助言、意見表明支援の利用を促進する手立てに関する一般的な助言。

- ・ 令和4年11月 (実施なし)

- ・ 令和4年12月 (個人2人-各1回、グループスーパービジョン)

面談希望がなく過ぎていたが、実施要領の変更が検討されていた時期と重なったことから、個人スーパービジョンではこれまでの活動の振り返りや、子どもへの紹介の仕方が扱われた。初回となったグループスーパービジョンでは、これまでの活動の振り返り、今後の面談のあり方についての確認がなされた。

- ・ 令和5年1月 (個人3人-各1回、グループスーパービジョン)

概ね、12月の実施要領の変更に伴う活動の変更点を踏まえたものとなった。個人スーパービジョンでは、基本的に前回からの間にあった意見表明支援員としての活動(関わり)の振り返りと、今後に生かすべき点の整理。グループスーパービジョンでは意見表明支援員としての活動の振り返り、今後のあり方

の話し合い。

- ・ 令和5年2月 (個人2人-各1回、グループスーパービジョン)
意見表明支援員の定期派遣終了を間近に控え、概ね、活動内容の振り返りが中心となった。個人スーパービジョンにおいては、活動内容全般の振り返りと、意見表明支援プロセスについての検討、グループスーパービジョンでは前回からの活動の振り返り、今後のあり方についての検討。
- ・ 令和5年3月 (個人2人-各1回、グループスーパービジョン)
最終派遣日に面談がなく、意見表明支援員の定期派遣終了日確定となったことから、一年間の活動内容の振り返りが中心となった。個人スーパービジョンでは一年間の活動内容の振り返り、スーパービジョンのあり方の検討。グループスーパービジョンでは、前回からの活動の振り返り、一年間の活動を振り返り、意義と課題の話し合い。

4. 評価と課題

(1) 一時保護児童

意見表明支援終了後のアンケート結果は、以下のとおりであった。9名のうち7名が「良かった」評定をし、2名が「まあまあ良かった」との評定であった。「あまり良くなかった」、「良くなかった」は0人であった。思ったこと、感じたことを書く欄には、話しやすかった、また相談にのってほしい、といった記載が2件あった。意見表明支援の場まで自ら進むことができた児童という限定がつかうが、概ね良好な評価を得たといえる。(参考資料⑧)

意見表明支援面談のみ 3人 (良かった2人・まあまあ良かった1人)

意見表明を行ったあと 6人 (良かった5人・まあまあ良かった1人)

(2) 児童相談所職員

意見表明支援員の定期派遣終了後に、北海道中央児童相談所に意見表明の場をご経験された職員、一時保護所職員へのアンケート実施を依頼し、それぞれ5名の回答を得た。

児童による意見表明の場をご経験された職員

❖一時保護児童の意見表明支援に関してお伺いいたします。

○児童による意見表明の場について

- ① 同席の意見表明支援員が、児童の意見表明を支援したと捉えられる振る舞い(言動、行動等)がありましたら、お教え願います。

戸惑っていた児童をサポートすることができていたこと、アイコンタクトにより発言を促してくれたこと、柔らかい表情で優しく声かけができていたこと、児童が言えない時に、許可を取ってから代弁をしていたとの回答があった。

- ② 同席の意見表明支援員の振る舞い(言動、行動等)に関して、何かお気づきの点がありましたら、お教え願います。改善点をお含めいただいて構いません。

児童が意見表明の内容とは異なる発言として、職員Aと話をしたと言った際、意見表明支援員が職員Bに話しておくこと児童に話をし、その後伝達ミスが生じ、対応が必要となったことから、児童と職員との信頼関係が揺るがないよう責任を持った対応をお願いしたいとの回答があった。他には、寄り添う感じで良かったという回答1件、特にない回答2件、空白回答1件であった。

- ③ 児童から意見表明されたこと(児童の「伝えたいこと」)には、その後、どのような対応がなされましたか。なされなかったときは「なされなかった」とお書きください。

引き続き希望を叶えられるよう努力することで了解を得た、本人の訴えに応じて家族調整等を行った、本人の希望である本人から話を聞く機会を確保した、本人の許可を得て担当の児童福祉司に伝え本人の希望通りにできたという回答の他、できることとできないことを伝えたとの回答があった。「なされなかった」との回答はなかった。

- ④ 意見表明の前後で、お気づきになられた児童の様子(言動等)の変化はありましたか。ありましたら、お気づきの変化について、意見表明の前と後とに分けて、お書きください。意見表明後のことだけでも構いません。

話ができよかったと話していたこと、話したことでスッキリした様子で同じことを聞いてくることはなかったこと、直後の変化はなかったが近況を語るができているとの回答の他、意見表明をすれば自分の思っていたとおりになると思っていたようでそのとおりにならないことに不満があるようだったとの回答もあった。意見表明をしたところから何とかして欲しいという子どもの思いの強さを知ることができたとの記載もあった。空白1件。

- ⑤ 児童による意見表明の場をご経験されたことによって、一時保護児童の意見表明支援に関する理解等、変化がありましたらお書きください。

児童相談所職員以外の大人と話すことで、子どもの本音が聞ける場合もあり、大切な場であると感じたこと、子どもの気持ちの度合いを知ることができたこと、本人の能力の把握につながったという回答、意見表明について十分に周知されていず、理解が進んでいないため、今後の対応も含めて考える場を作っていくべきとの回答があった。特になし、空白が各1件。

❖一時保護児童の意見表明支援全般に関してお伺いいたします。

- ⑥ 意見表明支援員派遣の開始による、一時保護児童の意見表明を支援することに関する変化や、お気づきの点等をお聞かせください。

ア 一時保護職員について

一時保護職員の立ち位置がまだわからず、支援の仕方が不明であること、子どもが不満がありそうな時にアドボケートをするように勧める声かけが聞かれたこと。特になし1件、空白2件。

イ 児童福祉司について

特にまだ意識をしていないと思うこと、職員以外の人に話を聞いてもらえることで子どもどう思っているかを客観的に評価できたとの回答。特になし、空白、変化は感じられないが各1件。

ウ その他(一時保護児童、他職員、環境等)

特になし、変化は感じられないが各1件、空白3件。

❖児童の意見表明の機会保障に関してお伺いいたします。

- ⑦ 意見表明支援員派遣の開始による、一時保護児童の意見表明の機会保障に関する理解の変化や、感想等をお聞かせください。

第三者の協力による意見表明は子どもにとって有用な取り組みであると認識したこと、子どもが意見を言える場が増えることはとても良いと思うので今後も続けてほしいこと、話ができる人が増えたという認識が広まったと思われること。意見表明することの捉えが大人と子どもでは大きく違って、言ったことが実現しないことへの不満が強くなる傾向の子ども達にとって、意見を聞く・言うだけという大人の解釈がかえって子ども達の気持ちを踏みにじったり、大人を信用しない一因になったりすること。特になし1件。

❖意見表明支援員に関してお伺いいたします。

- ⑧ 派遣された意見表明支援員について、あるいは意見表明支援員の派遣全般について、お気づきの点、感想等をお聞かせください。

どの子も会ったことのない大人に本当の気持ちを言うことは稀であり、件数にも表れたかと思うこと。会ったことがないから話せると言う考えもあるのかもしれないが、そのような経験をして保護になっている子が多く、同じような経験を再びさせることが子どもの人権を守ることになるのかが心配であること。特になし1件、空白3件。

一時保護所職員の方々へ

❖一時保護児童の意見表明支援に関してお伺いいたします。

○意見表明支援の面談希望児童について

1. 面談を希望した児童が誰かを知っていますか。

「はい」回答 3名 【人数 4人が1名 2人が2名】

「いいえ」回答 2名

2. 1で「ア はい」とお答えの方にお尋ねします。

意見表明支援(面談)の前後で、お気づきになられた児童の様子(言動等)の変化はありましたか。

「はい」回答 3名

「いいえ」回答 0名

3. 2で「ア はい」とお答えの方にお尋ねします。

お気づきの変化について、意見表明支援(面談)の前と後とに分けて、お書きください。意見表明支援(面談)後のことだけでも構いません。

面談前にはソワソワしていたが、面談後には「事が済んだ」ことで一安心し、また次回面談を希望しようとする児童もいたこと。ストレスがピークになったところでの面談ということもあり、面談前においては他児に対する不満からくるトラブルが頻回に見られたが、面談後は落ち着いた対応がみられたこと。こだわりの強い児童においては、特に顕著であったこと。他方、自分で行ったことがその通りにならないことで不満が強くなり、イライラする場面が見られたこと。

○意見表明を行った児童について

4. 意見表明を行った児童が誰かを知っていますか。

「はい」回答 3名 【人数 2人が2名 1人が1名】

「いいえ」回答 2名

5. 4で「ア はい」とお答えの方にお尋ねします。

意見表明の前後で、お気づきになられた児童の様子(言動等)の変化はありましたか。

「はい」回答 2名

「いいえ」回答 0名

「よくわからない」回答 1名

6. 5で「ア はい」とお答えの方にお尋ねします。

お気づきの変化について、意見表明の前と後とに分けて、お書きください。意見表明後のことだけでも構いません。

話を聞いてもらえた、自分の意見を第三者に聞いてもらえたとの経験は子どもにとってはメリットにあるように感じられたこと、面談後はスッキリとした表情であったと思われること、面談のことを他者に言うことも見られる、一定の約束を守れる児童であれば意見を聞いてもらえる機能としては有効的に感じられたこと。自分で行ったことがその通りにならないことでの不満が強くなりイライラする場面がみられたこと。

❖一時保護児童の意見表明支援全般に関してお伺いいたします。

7. 意見表明支援員派遣の開始による、一時保護児童の意見表明を支援することに関する変化や、お気づきの点等をお聞かせください。

ア 一時保護職員について

意見表明を通して話を聞いてもらえたことで安心する反面、保護所の職員には相談できなかったという点では児童との関係形成の難しさを感じたこと、保護所の職員への言いづらいことを第三者の人に聞いてもらえることをもっと子ども達に理解してもらえると有効的な意味をもたらすのではないかと感じたこと。特にないが、まだ、モデル事業の段階であり、どのように対応すればよいかかわからないと思うとの回答の他、特に気づいたことはない、大きな変化は見られない(感じとれない)、空白の回答が各1件あった。

イ 児童福祉司について

特になし、特に気づいたことはなし、不明という回答、他に空白回答 2 件。

ウ その他(一時保護児童、他職員、環境等)

一時保護児童にとっては意見表明の場があることで、利用するしないに関わらず機会を得たことは安心材料の一つとなったことがうかがわれること。不明 1 件、空白3件。

❖児童の意見表明の機会保障に関してお伺いいたします。

8. 意見表明支援員派遣の開始による、一時保護児童の意見表明の機会保障に関する理解の変化や、感想等をお聞かせください。

意見表明の機会保障がもうけられたことに意義があると思うこと。機会の保障については、それなりに理解したつもりであるが、国の指針が曖昧で、何を目的とするのかどこまでするのか、意見表明したあとのフォローを現場がするのであればもう少し職員にも子どもにも配慮があるべきかと思うこと。一時保護児童に対して、意見表明をしたことによりどのようなメリット、デメリットがあるかあまりピンと来ていないような感じがしたため、もう少し、児童に対してわかりやすい説明が必要と感じたこと。意見表明した児童は「私の話を聞いて欲しい」と思う自己承認欲求の高い児童が多く、自分の意見を言うことで第三者に改善を図ったりすることはあまり感じられないこと。空白回答 1 件。

◆意見表明支援員に関してお伺いいたします。

9. 派遣された意見表明支援員について、あるいは意見表明支援員の派遣全般について、お気づきの点、感想等をお聞かせください。

話をきちんと聞いてくれたと子ども達は思っているようであり、関係作りをどうしていくのか検討をと思うこと。機能としては有効的であると感じられたが、今後発展させる方法については疑問に感ずること。「改善を図って欲しい」との意味合いが強い意見表明は、第三者に話したところで改善が図られないのであれば「意味があったのか」と誤解する児童もいることが想定されること。改善できるものに関しては意見表明以上にもっと改善案として提案、工夫に繋がるようにする、難しいのであれば「出来ないよ」「それは難しいよ」と児童が理解できるように、できる事・できない事を明確に助言できるほうが倫理感や道徳の理解に繋がるのではないかと考えること。他には、直接意見表明支援員との関わりがなかったため具体的な感想などはないとの回答、空白回答2件。

(3) 意見表明支援員

意見表明支援員業務終了後、派遣開始前の養成研修、派遣中の定期的スーパービジョンについて意見表明支援員 3 名から聞き取りを行った。スーパービジョンの必要性および有益性、個人とグループのスーパービジョンそれぞれの利点・不利点、改善点について、スーパーバイザーからも聞き取りを行った。

○ 養成研修

3 名の意見表明支援員ともに、派遣開始後、追加で研修を得たい内容はなかったとの回答であった。今回の意見表明支援員を派遣するにあたっての事前養成研修は

十分であったと推察される。

○ 定期的スーパービジョン

*意見表明支援員

個人スーパービジョンについては、個人的な面接上の方法、やり方、課題などを相談できる場、個人的な面接上の迷い、感じたことを聞いてもらうことができ、相談できる、面接上の困りごと、子どもとの関わりについて深く話すことができるなどの利点が挙げられた。他方、不利点としては、意見形成支援、意見表明支援の面談のスーパービジョンは、一般的なカウンセリングのスーパービジョンとは異なり、別の場が必要との回答、システムが確立していない部分で、深いところまでフィードバックがなされなかったとの声もあった。特に不利点はなかったとの回答もあった。

グループスーパービジョンについては、意見表明支援員 3 人の意思疎通が図られたこと、共通の課題について話し合うことができ、対応についての共有が可となったこと、新たな疑問点が出てくることで共通の認識を持つことができたことが利点として挙げられた。不利点としては時間の制約により全部のことが話せないことが挙げられたが、特にないとの回答もあった。スーパーバイザーと支援員 3 名の共通理解ははかれるが、マネジメントとのすり合わせが必要との回答も含まれた。

将来に向けての改善点は、スーパービジョン自体に対するものはなかった。制度そのもののデザインについて、意見表明支援員、スーパーバイザー、マネジメントとのすり合わせが必要、疑問点が生まれたときに相談できるような第三者があるとよいこと、子どもアドボケートと意見表明支援員の在り方の違いについての明確化が必要との回答があった。また、面談回数が多くなかったことについて、子どもたちに対しての周知、連絡方法など考えていく必要性、子どもの中には、自分の思いを表現できない子どもがいると思われ、表現できない子どもへのアプローチが必要では、そういった子どもに意見表明の場を与えていくような働きかけが必要ではとの声があった。今後は意見表明について検討されることがあってもよいと思われたとの回答も含まれた。

*スーパーバイザー

定期的スーパービジョンについては、意見表明支援員の派遣事業がスタートした当初は面談がなく、意見表明支援のシステムに関する話題が多く、個人スーパービジョンよりも、グループスーパービジョンの重要度が高かったとの回答であった。その時期には、システムについてマネジメントする者を交えて共通認識を図る必要性があったと思われること、その後子どもの利用が少しずつ増えてくると個人スーパービジョ

ンの持つ意味が大きくなってきたとの回答であった。そのなかで一時保護所や施設の現状、及び子ども家庭福祉領域における子どもの権利の変遷などを理解した上でスーパービジョンができる人が配置されることの意味の大きさに触れられていた。

個人スーパービジョンでの課題は、二人一組で活動を進められていたので、時に課題、問題となるような出来事がそれぞれの支援員の立場から個別に語られるが、異なる見解もあり、スーパーバイザーとして実際にそれがどのようにして起きたのかを理解することが難しく葛藤を抱く場面があったとの回答であった。

将来に向けての改善点は、何よりも意見表明支援員、スーパーバイザー、マネジメントにあたる者が共通の理解を持って事業を進められるために基礎的な研修を皆で受けるような事前研修・初期研修、意見表明支援の取り組みであるからこそ、子どもの権利を大切に考えていく関係者が皆でより良いものを作るような体制がとれることとの回答であった。

第 Ⅲ 章 児童福祉施設職員等への啓発活動

1. 子どもの権利擁護(意見表明等支援)に係る講演会の開催

(1) 講演会の開催

令和 4 年 6 月 8 日に可決・成立した児童福祉法の一部改正により、令和 6 年度から子どもの意見表明等を支援するための事業が制度に位置づけられることになるにあたり、子どもの声を聴くことや、子どもみずから意見・意向を表明することのできる場を整えていくことがこれまで以上に求められることになった。その準備に資するため、「子どもの権利擁護に係る実証モデル事業」の一環として、子どもの権利擁護に係る講演会を企画した。

テーマには「子どもの権利擁護と意見表明等支援」を設定し、児童福祉法の改正点や意見表明等支援制度について北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課より、子どもアドボカシーについて大分大学福祉健康科学部の栄留里美氏より取組の実践内容やビデオ視聴などを交えてわかりやすくお話しいただいた。

案内書送付当時は、会場とオンライン Zoom のハイブリッド開催で準備を進めていたが、北海道内の新型コロナウイルス感染症拡大時期と重なり、道庁担当課の判断により対面開催を取りやめ、Zoom オンラインのみの開催となった。参加対象者は、各施設の職員(施設管理者や子どもの意見聴き取り担当者)とした。案内書には、アンケート調査への協力依頼文も含めた。

講演会の参加者は、当日参加者数が 120 名、後日の講演会動画 Zoom 配信参加者 7 名の合計 127 名であった。

- ◆ 参加対象 児童福祉施設（児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院）、ファミリーホーム、里親、児童相談所

- ◆ 参加者数 ()内は全道総数 *北海道管轄限定

講演会オンライン参加者【動画ビデオ Zoom 配信参加者】							
児童養護施設 (23)	児童自立支援施設 (3)	児童心理治療施設 (2)	乳児院 (2)	ファミリーホーム*	里親*	児童相談所(8)	合計
11	2	1	2	3		8	27
27	20	1	6	3	14【5】	49【2】	120【7】
講演会 DVD 送付希望施設							
7(新2)	2(新1)	1(新1)	1			8	19

◆ 講演会要旨

子どもの権利擁護(意見表明等支援)に係る講演会

- 1 趣旨 令和4年6月8日に可決・成立した児童福祉法の一部改正により、令和6年度から子どもの意見表明等を支援するための事業が制度に位置づけられるにあたり、その準備に資するため、「子どもの権利擁護と意見表明等支援」をテーマに、子どもの声を聴くこと、子どもみずから意見・意向を表明することのできる場を整えていくことなどについて、いっそうの知識を得、理解を深めること
- 2 主催 北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課
(事務局:一般社団法人北海道公認心理師協会)
- 3 開催日時 令和4(2022)年11月24日(木) 13:30~15:30
- 4 会場 オンライン Zoom
- 5 参加対象者 各施設の職員(施設管理者や子どもの意見聴き取り担当者等)
児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、
ファミリーホーム、里親、児童相談所
- 6 講演内容
- 13:30~14:00
行政説明 「児童福祉法改正と意見表明等支援制度について」
北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課
課長補佐 柿本 英敏
- 14:00~14:10
質疑応答
- 14:10~15:30
講演 「子どもアドボカシーと意見表明支援について」
大分大学福祉健康科学部 講師 栄留 里美 氏
(講演時間内に質疑応答時間を含む)
- 15:30 終了

◆ 接続テスト 令和4年11月18日 15:00~16:00

◆ 配付資料 参考資料⑮⑯

(2) 講演会動画 Zoom 配信

講演会日程の都合が合わず参加できなかったという声、当日に業務発生のため参加ができなかったなどの声、今後の職員研修に使用したく DVD 配付希望の声が寄せられた。なるべく早くに視聴が可能となるよう、講演会動画の Zoom 利用による配信日程を定めた。講演会動画は事前に参加者に同意を得たうえで録画されたものであり、個人情報に配慮し、行政説明と講演部分のみに編集のうえで、事務局により配信された。年末年始の時期と重なったこともあり、参加者数は少数(7名)にとどまった。

・令和4年12月15日 ・令和5年1月11日

(3) 講演会動画 DVD 送付

講演会当日には参加できなかった施設や、職員全員の参加の叶わなかった施設等より、職場内で講演会内容を共有したい、職員研修に使用したいなどの理由から、講演会動画の DVD 配付希望が寄せられた。児童福祉施設に希望を募り、11 施設から回答があった。北海道児童相談所8か所(及び分室2か所)とあわせて、19 施設に令和5年1月13日までに送付を終えた。児童福祉施設11のうち、講演会参加後は7、新規は4であった。

2. 講演会終了後アンケート調査報告

(1) 講演会終了後アンケートの実施

子どもの権利擁護(意見表明等支援)に係る講演会の参加者に、子どもの権利擁護事業を進めていくうえでの参考とさせていただくため、アンケート調査への協力を依頼した。講演会終了後、講演動画 Zoom 視聴後、1週間程の期限を設けて回答を依頼した。記載の個人情報はこの目的以外には使用しないこと、また、アンケート結果を報告、公表する場合には、個人や施設等が特定されないよう、統計的処理や加工を行うことを説明し、回答への協力を依頼した。

- 回答方法 web 上、アンケートフォームへの入力
- 匿名を可とする項目設定

(2) アンケート項目および結果

項目毎に、結果を報告する。回答数は 25件、回収率は 19.7%であった。25 件のうち 1 件は同一内容の重複回答であったため、下記集計除外して整理、分析を行った。令和5年1月11日の講演会動画 Zoom 配信参加者の回答期限は令和5年1月18日であった。

なお、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院は回答の選択肢には

設定したが、「児童福祉施設」の1分類として報告する。また里親・ファミリーホーム(FH)も1分類として報告する。

「子どもの権利擁護(意見表明等支援)に係る講演会」参加者アンケート

1. 氏名をお書きください。 <匿名とすることも可能です>

2. 貴施設等につきましてお伺いします。

1) 貴施設等の種類をお選びください。

児童福祉施設	16	(*匿名 3 含む)
児童相談所	4	(*匿名 2 含む)
里親	3	
ファミリーホーム	1	
合計	24	

2) 貴施設名をお書きください。(当てはまる場合) <匿名とすることも可能です>

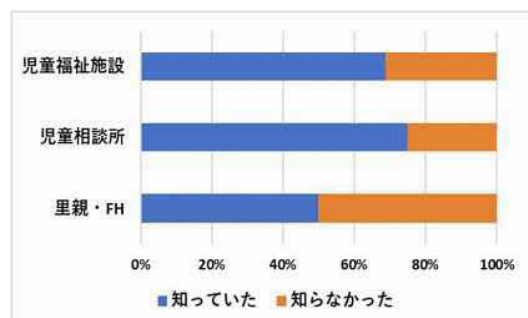
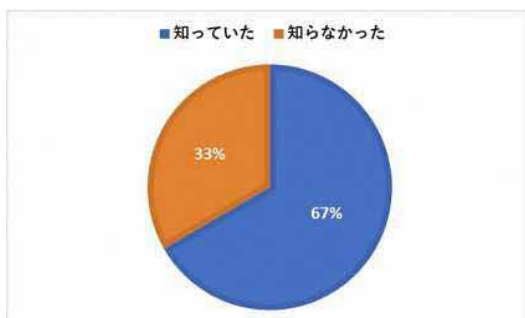
施設名記載	18
空白	2
匿名	1

3) 貴施設等でのご職名をお書きください。(児童指導員、保育士、里親など)

児童福祉施設内職名	16
専門職員等	11
施設長等	5

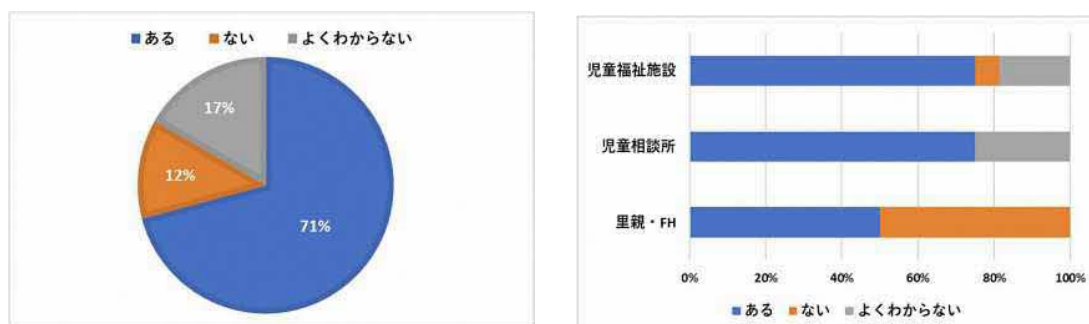
3. 令和 6 年度から「子どもの意見表明等を支援するための事業」が児童福祉法の一部改正(令和 4 年 6 月 8 日に可決・成立)により制度化されることをご存知でしたか。

約 7 割が「知っていた」と回答。事業別では <児相> や <児童福祉施設> で「知っていた」の割合が高い。



4. 日常の支援の中で子どもの権利擁護について、取り組んでいることや心がけていることはありますか。

約 8 割が「ある」と回答し、17 件の自由記述回答を得た。



回答の中で最も多くみられたのは様々なリソースを設けているという記述であり、第三者評価委員会や苦情処理委員会、第三者委員会の設置、また児童相談所の職員による定期的な面接など外部機関による権利擁護システムを活用しているという回答が多くみられた。また意見箱や子どもへのアンケートの実施など施設等の内部システムを整えて権利擁護に向けたシステムを構築しているものや、さらに子どもの学習会や自治会活動を通して、意見を述べる機会を担保しているという記載も数件みられ、それらを併用して積極的に子どもの権利擁護を進めている施設も見られた。また実際のシステム等の構築だけではなく、職員全体の意識を高める目的で職員研修に力を入れているという回答も多くあり、権利擁護について高い意識をもって取り組んでいる様子がうかがえる。

日常生活支援という部分を意識した時には、システムの構築だけではなく「こどもの思いをくみ取り代弁する」であるとか、「子どもの言い分をまず聞く」といった、職員個人のレベルにおける権利擁護についても記載がみられる。

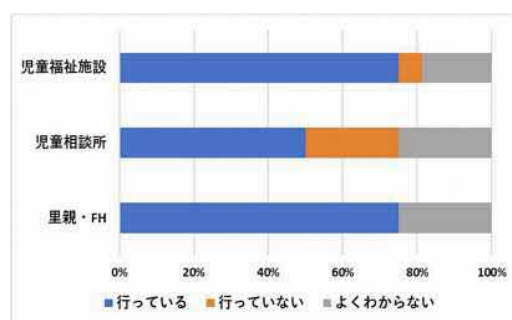
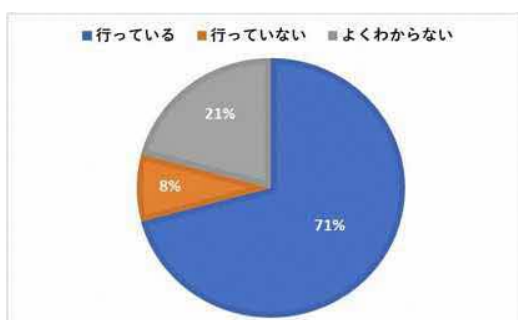
特に児童福祉施設の回答においては外部機関の利用やシステムを構築して対応する内容が多く見られる傾向があるが、児童相談所や里親については、子どもの意向を確認したり、都度こどもの考えを聞くこと、また話し合いを多くもつなどより個別対応による権利擁護を重視する姿勢が感じられる。

5. 日常の支援の中で子どもの意見表明機会の保障をしていますか。

権利擁護をしているという回答に比べ、若干しているという回答数は減ったが概ね 7 割から日常的な保障を行っているという回答を得た。自由記述の内容については、前の設問とほぼ同様で各種委員会や意見箱など様々なリソースを用いるという回答もいくつ

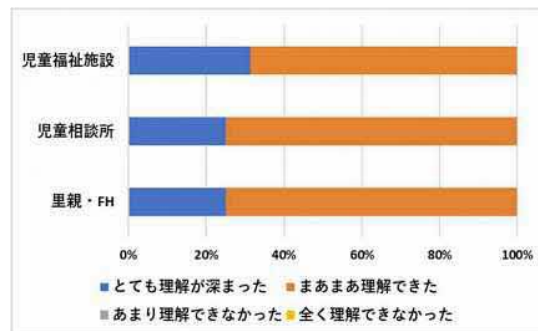
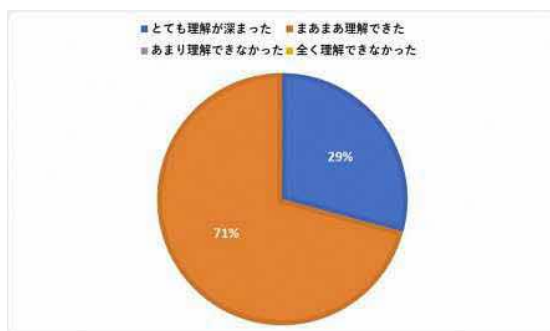
があるが、全体的に職員が個別に子どもから話を聞きとることによって機会を保障しているという回答が多く、そのための場面設定や関わる職員の施設について回答するものが目立った。

具体的には、施設内の職員、たとえば個別対応職員や子どもの担当職員が個別で定期的に面接をする中で、子どもが意見を表明しやすいよう環境や雰囲気を作ることに注力しているという記載が数件みられた。また面接の形だけではなく、「普段から子どもの好みを教えてもらう」、「さまざまな選択肢を伝える」、「状況に応じて子どもの話を聞く環境を整える」、「話をしてくれたことへの感謝を伝える」など、より子どもが意見表明をしやすくなるように普段の生活の中から働きかけをしているという回答も多くみられた。特に里親やファミリーホームでは団らんや話し合うことを重視し、まずは信頼関係を構築するところから意見を表明を保障するための取り組みとして捉え、実践していることが記載されている。



6. 本日の行政説明を聞いて「児童福祉法改正と意見表明等支援制度について」の理解が深まりましたか。

全員が「とても理解が深まった」または「まあまあ理解できた」と回答。



7. 理解が深まった点を教えてください。

22 件の自由記述があり、ほとんどの受講者が記述をしている。概ね理解が深まったとする回答が目立ち、国や自治体の今後の方向性についてや、これまでの道のモデル事業の実施内容が良くわかったという回答が多く、行政説明として必要な内容が十分に伝わっていることが回答からわかる。

また子どもの権利やアドボカシーの必要性やその意義、そしてその重要性について初めて知ったという意見や逆に知っていたがさらに理解を深められたという回答もみられ、アドボカシーの実際について理解が深まった様子が感じられ、全体的な取り組みのイメージが形成された様子がかがわれる。

8. 疑問が残った点を教えてください。

理解が深まった点よりも件数自体は 15 件と少ないが、一つひとつの回答における内容が厚く、また疑問だけではなく、一部不安や要望と受取れる内容も少なくなかった。特に回答の中で目立ったのは、実施における自治体間での格差に関する内容で、地域間の違いがなく均一なサービスの提供が可能かという疑問を呈するものがいくつか見受けられる。

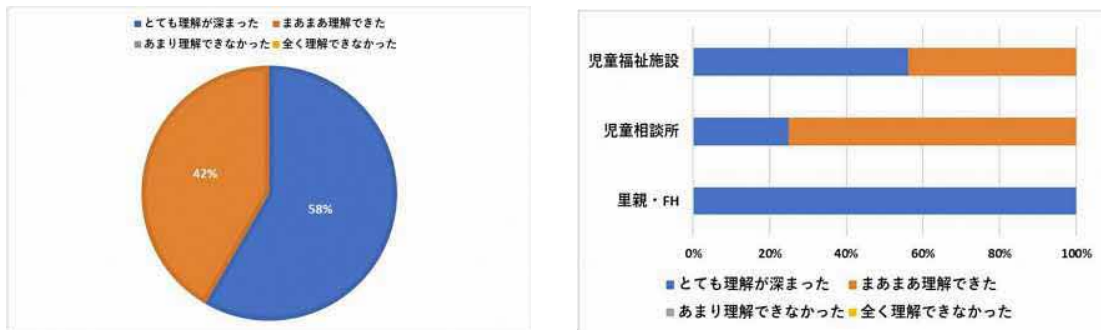
また同じように多い回答としては、取組の実際が見えづらいというもので、現在北海道や中央児童相談所で行われているものについて、実践例などを明示してほしかったという要望が多くあった。その要因として、人数や回数や実施内容、時間的なスケジュールなどが具体的にイメージできない面があることがあげられ、自由記述の中でもそれらについて疑問が残るとい回答が数多くみられている。実際に何人採用されるのか、スピード感を持った対応はできるのか、支援員を支える仕組みはあるのかなど、実施に向けて具体的な情報を求める回答が目立った。

また制度や実施するための仕組みについての疑問の他に、根本的な部分で子どもたちがどのくらいこの制度に親和的なのかかわりを持てるのか、また関わる側の大人がきちんと子どもの声を活かせるような意識を持てるのかといったより現場に則した疑問を呈する記述も数件あった。子どもとの信頼関係構築の難しさを知っている現場だからこそ、簡単にはいかないのではないのかという疑問を持っているのだと推察される。

回答の中で特に施設や里親からの回答については、行政との連携についてどのくらい円滑に行えるのかという指摘もあった。今後双方で情報交換をしながら連携を深めていくことが求められる。

9. 本日の講演を聞いて「子どもアドボカシーと意見表明支援について」の理解が深まりましたか。

全員が「とても理解が深まった」または「まあまあ理解できた」と回答。



10. 理解が深まった点を教えてください。

22 件の回答を得たが、概ね良好な内容の記述が多く、重複する内容としては、アドボケイトやアドボカシーについてその役割の理解が進んだこと、またその大切さが理解できたというものが多くあった。これまで意見表明の機会や権利擁護をそれぞれの施設や里親家庭の中で進めてきたという思いはあるが、改めて子どもが声を聴いてもらえることの大切さを再確認したというものや、子どもの話を聞く上でも様々な技法やアプローチがあることなども、受講者にとっては新鮮な学びとなったことが内容から推し量られる。

そしていくつか見られたのは、まずは子どもの声に耳を傾け、意見表明を意識する・しないに関わらず、日常からコミュニケーションをとり話を聞いていこうとする大人の姿勢が大切だという基本を確認するような記述であった。今回の講演が、子どもたちの権利を護り、意見表明を支援することの基礎を学ぶ良い機会と感じた参加者が多くいたものと推察される。

11. 疑問が残った点を教えてください。

理解が深まった点よりも少なめの 13 件の回答があり、講演の中で学んだ内容について、より深く理解を進めるための質問や確認が多くみられた。具体的な記述としては、配置される職員の人数について、諸外国との比較、弁護士との違い、養成講座の内容についてなど、細かで客観的な情報について知りたいという記述が多くみられた。

また意見表明支援の対象者が、新生児や障害のある子どもの場合や認知的な問題を持っていたり、真意をうまく語るができない子どもの場合のことなど、今後実際に子どもたちとかかわる上での具体的な対応について不安や疑問も出ている。

そういった疑問を払しょくするためにも、現在行われている実践について、事例などを通して学びたいという声も複数あることから、今後は実践報告なども織り交ぜながら具体的な実施のイメージを学ぶ場を設定することが期待される。

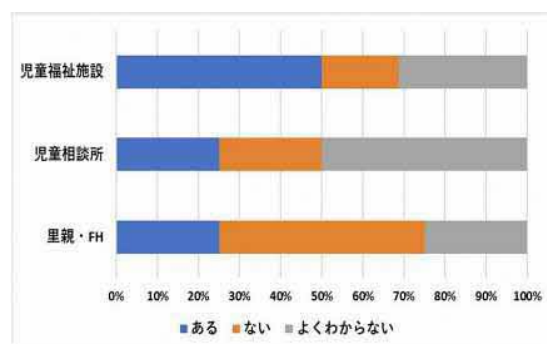
12. 今後さらに理解を深めたいことを教えてください。

17 件の回答を得たが、講演の中で疑問として積み残している部分についての記述が多く、設問 11 の内容と重なっている部分が多い。共通してあげられているのは、具体的な事例検討や外国での実践例を知りたいという意見やそれらを含めた研修を受けたいという意見であった。また現場の側から考えたときに、施設職員とアドボケイトの役割分担やアドボケイトについての理解を現場に促すことなど、導入に向けた具体的な方策について触れた記述も散見されている。

全体的に実施に向けて前向きに捉えている様子がかがわれることから、実際の現場での運用について確認する記述が多くなっているものと推察され、それぞれ個別ではあるが、アドボケイトのために必要な専門性の習得、モデル事業から継続的な事業に移行させるために必要な取組、現場に理解を促すスキルなど、様々な点についてさらに理解を深めたいという記述があった。

13. 令和 6 年度からの「意見表明等支援制度」の導入について、心配なこと、懸念されることはありますか。

全体的には、それぞれの回答の割合は似通っているが、施設種別で見ると児童福祉施設の半数近くが心配や懸念が「ある」と回答。児相や里親・ファミリーホーム(FH)では、「ない」または「よくわからない」の回答が多い。



回答は 10 件と少なめであった。受講者側から見ると、前述の設問8や 11 や 12 と問われていることが似通っている感覚があるようで、それらに書いた回答と同じという記述も散見された。その中で複数の回答に重複しているのは、地域差をどう埋めていくのかということや、行政と施設側で実際の支援体制に折り合いがつけられるのかといったところが多く、制度的に説明は受け、仕組み自体は理解したものの、それを実際に動かす段階での懸念を感じている様子が見られる。

また実際に運用する際の懸念をあげる声も少なくなく、子どもが意見表明をしたあとの具体的な対応がうまくいかなかった場合のこと、施設職員や行政の職員の意識を変えることの難しさ、これまでの通常業務に児童やアドボケートとの面接機会が新たに加わることで業務量の増加を心配する意見もあり、それらを事業開始の令和 6 年 4 月までに解消できるか不安を呈する記述もあった。

14. 13 で①とお答えいただいた方にお聞きします。記入いただいた心配や懸念を解決、解消するためのご提案がありましたらお書きください。

回答は少なめで 7 件に留まった。いくつかの記述の中には、行政側が人事異動などを経ても恒久的に運用できるようなシステムづくりや現場に合わせた制度設計を望む声など、行政側へ明確で継続性のある運用を望む声が聞かれた。また年齢制限なく全ての児童に対応してほしいという意見や、定期的な派遣を行うことにより、子どもたちが相談できる人の顔がわかるような支援を望む声もあり、今後は行政側の大きなシステムを構築していただくだけではなく、現場のニーズに合わせた柔軟で安心感の持てる運用に向けて取組を進めていくことが重要だと推察される。

また、もう一つ回答の中に目立ったのは、ここまで多くの設問の回答にもあったように、継続した研修実施の提案であった。今回のような行政説明や講演から知識を得る機会だけでなく、実践例などを具体的に知る機会を通じて、より良い形で子どもたちの権利擁護を実現していけるようになることが、心配や懸念を払しょくするために求められていると言える。

15. 講演会全体を通してご意見や感想など、ご自由にお書きください。

回答は 17 件であった。全体を通してより理解が深まる講演会構成だったという評価が多く、また理論や実践と共に子どもたちの思いを学ぶ機会になったり、日頃の子どもの関わりを振り返る機会を得たという意見も複数あり、概ね良好な評価を頂いた。

(3) 総括

結果からは、アドボカシーの在り方やアドボケイトの必要性についての理解が深まったという声が多く聞かれているが、今まで理解していたことをさらに深められたというよりは、今まであまり理解できていなかったことを改めて学ぶ機会になったという意味合いが大きいと推察される。たとえば、アンケートの4や5の回答に記された各施設等における権利擁護の実際が、第三者委員会など大人の側が用意したリソースについての記述が多く、子どもがより生活に身近なところで自らの意思で声を出せる環境づくりについて触れている声あまり多くなかったところからも、これまで施設や職員の側で、その大切さや必要性は感じながらも、思ったように実践ができていなかったものと考えられる。

今回の講演会を通して、子どもの権利を守るために必要な営みやその支えとなる理論についての理解は深まったものの、その理解を具体的な日常生活支援に活かしていくためには、準備のための多くの時間とさらなる知識の獲得が必要であり、「意見表明等を支援するための事業」を制度に位置づけることがすでに決まり、事業が開始される時期から逆算していくとすでに時間的な余裕があまりない中で、現場の側が不安を感じたり、多岐にわたる疑問が湧き上がっている状況が、このアンケート結果に表れている。

それを踏まえて、今後事業を進めていく上で重要なことは、まずは現場の職員が抱く、疑問や不安を一つずつ丁寧に解消していくことに他ならない。その方策の一つは、アンケートの中でも繰り返してあげられているように、前例や事例を用いて実際に協力しながら活動する際のイメージがもてるような研修を重ねることによって、アドボケイトの活動への疑問や不安を解消し、今より一歩進んだ権利擁護への理解を深め、実践に繋げていくことだと推察される。

もう一つの方策は、行政側と施設側がコミュニケーションをとれる場を多く設け、お互いの間でコンセンサスを構築し、制度に対する疑問や不安を解消することで、事業が両者の協力の下で継続性をもった運用ができる形を構築していくことにあると考えられる。

今後行政が事業を進めていく上では、子どもたちの声を聞き、その権利を護るための営みを、常に現場からの声を聞きながら、関わる大人たちがお互いに学びを深め、相互理解を図っていくことが大切である。

3. 個別施設訪問等による技術的研修の実施

「子どもの権利擁護(意見表明等支援)に係る講演会」の参加者アンケートの回答を整理するなかで、普段の子どもの意見表明支援に係る技術面に関する研修を要望する声が聴かれた。子どもの意見表明の支援に役立つ技術について、改めての確認的な意味合いのもの、普段の児童との関わりにおいて活かすことができる内容を組んで、研修を実施した。

- ◆ 参加対象施設 児童福祉施設（児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院）
- ◆ 会場および時間 施設の希望に応ずる形で調整(1 時間半を基準として)
- ◆ 実施施設数 6（対面 4施設、オンライン Zoom2 施設）
*全職員にということで1施設は 2 回対面の研修実施
- ◆ 参加者総数 114 名（業務の都合で途中の出入りがあったため概数）
- ◆ 実施日時
 - ①令和 5 年 1 月 26 日 14:00～15:30 対面
 - ②令和 5 年 2 月 3 日 10:00～11:30 対面
 - ③令和 5 年 2 月 10 日 11:00～12:00 オンライン Zoom
 - ④令和 5 年 2 月 15 日 13:00～14:30 対面
 - ⑤令和 5 年 2 月 16 日 13:30～15:00 対面
 - ⑥令和 5 年 2 月 22 日 9:00～10:00 オンライン Zoom
 - ⑦令和 5 年 2 月 28 日 10:00～12:00 対面
- ◆ 形式および内容
 - ・形式 ロールプレイを中心とした演習形式
必要に応じて、知識的なことや講義部分を組み入れる形式。
 - ・内容 普段の児童との関わりにおいて活かすことのできる意見表明支援に係るコミュニケーション技術等の確認及び習得
 - ・キーワード 意見形成・意見表明支援、子ども中心の聴き方、相手に伝わる傾聴および共感、基本的な技法に基づく応答、沈黙の利用、ノンバーバル(非言語的)コミュニケーション、聴く「姿勢」。(隠れキーワード 協働関係の構築)

※ 対面、オンライン、時間の長さ、参加人数、参加者構成などにより、ロールプレイの内容や長さを調節。配付資料も、添付の配付資料を基準に微調整。
- ◆ 講師 河合祐子（北海道公認心理師協会）
- ◆ 配付資料 参考資料⑰～⑲

4. 技術的研修終了後アンケート調査報告

今後の研修の参考とするため、技術的研修の終了後、施設単位でアンケート調査への協力を依頼し、5施設から回答をいただいた。

「子どもの権利擁護(意見表明等支援)に係る技術的研修」アンケート

1. 技術的研修の内容について

普段の児童との関わりにおいて活かすことができる内容であったかどうか、活かすことができる内容であった場合には、具体的に挙げて頂ければと思います。

今回の研修が、今後に活かすことができる内容であったという回答が多く、主に意見表明支援、共感の理解、具体的な技法の3つについて、学びや理解が深められたという意見が多くみられた。

意見表明支援に関わっては、意識化・言語化することの重要性や合意形成にかかわる項目のこと、そして施設で暮らしている子どもたちがもつ意見をどう聞き取っていくのかといったことについて、施設ならではの生活状況なども踏まえながら、改めて多くの気づきを得たという記述もいくつかあった。

そして聞き取りやその際の姿勢に深く関わる共感についても、非常に良い学びとなったという記述が多くあり、「相手に焦点を置くこと」や「わかろうとしていることが相手に伝わること」など、良い意味で今まで受講者が共感に対して抱いていたイメージを刷新し、より子どもに共感するために何が大切なのかを振り返る機会となったようである。

また、子どもの話を聞く際に有効な具体的な技法について学ぶことができたという意見も多くみられ、「相づち」「繰り返し」「沈黙」などの対応法が挙げられている。研修の中では難しさを感じながらも、その後実際に現場で試してみても手ごたえがあったという記述も見受けられた。特に個別の技術を学ぶ過程では、理論的な説明だけではなく、ロールプレイを通して実際に体験することで、非常に理解が深まったという意見が回答の中に多くあり、今後の研修の中でも継続して実施していくことが望ましいと推察される。

2. 今後の研修について

今後、技術的研修に限らず、子どもの権利擁護(意見表明等支援)に関してどのような研修があるとよいか、お考えをお伺いしたく存じます。

多くの回答の中に「具体的な」という言葉が目立っており、今回の研修を受講することにより、意見表明支援をこれから実際に自分たちが行っていくものとして主体的に捉え、実施に向けての具体的な対応についてやより細かな技術についての研修を期待する声が多く挙がっている。

また、職員が子どもと個別で対応することだけではなく、子どもたちに意見表明の理解を促したり、職員同士で権利擁護についての意見交換をしたり、今回研修に参加していない職

員にも参加を勧めるなど、子どもも大人も両方を含めて施設全体で意見表明支援に向けての理解を深めることを想定して、そのために必要なことを学びたいという希望もあった。

今後の研修の方法や内容としては、ロールプレイをいっそう織り交ぜることや、継続した研修の実施を希望する意見があった。

3. ご参加された職員様の感想等

今後の研修の参考にしたいと、お考えを頂けると幸いです。

多くの回答の中に、良い振り返りの機会になったという意見が目立った。それぞれの回答の中からは、日常の業務の中で、受講者それぞれが子どもたちの権利を擁護し、子どもの声に耳を傾けようと努力している姿勢が伺われるものであり、研修を受けたことでその思いがさらに深まったように感じられる内容がいくつもあった。

特に、今回の研修を通して、「子ども中心」の大切さや、「共感」とは何かということ、「話を聞くこと」の難しさなど、具体的に理解が深められた点が多く回答の中に記述されており、今後学んだことをさらに活かして子どもたちのさらに意見表明を進め、支えていきたいという前向きな感想が多くみられた。

また回答の中には、これまでの自らと子どもとのかかわりを詳細に振り返り、今回の研修で学んだことを引き合いに出しながら、新たな気づきについて触れ、振り返りをしている回答も散見された。

その一方で、子どもの権利擁護についての認識が不十分だったと感じていたり、意見表明について間違った認識をもたぬよう気を付けたいというような、前向きなだけでなく、より慎重に考えられるよう学びを深めていくことが必要という記述も散見された。

全体的にはわかりやすく、良い研修だったという意見が多くみられるが、もう少しプログラムに時間的な余裕をもたせてほしいという意見もあり、今後研修計画を立てる際の参考にしたいと考えている。

●アンケート結果の総括

まず、意見表明支援についての基本的な理解を図る上で非常に効果的であったことがアンケート結果から読み取ることができる。本研修に参加された現場の職員の方々が、常に子どもの声を聞こうとする姿勢をもち、日常生活支援にあたっていることは疑う余地はないが、権利擁護の観点から改めて考えると、多くの知識を得られたという声が多数聴かれた。

また研修に参加することで、日々のかかわりを振り返る機会を得られたという記述も多くあり、常に目の前の子どもたちとのかかわりに向き合い続ける職員にとって、一息ついて考えを

深められる良い機会となったものと推察される。

もう一つ高評価を得たことは、共に子どもの声を聞くために必要な技術の習得やその技術の理論的背景を学ぶ機会を得られたことである。より実践的な技術を具体的に学ぶ機会はすぐにでも活かせるという事でとても評判がよく、すでに研修受講後アンケート回答までの期間の中で実践を試みたという記述も数件あり、非常に即効性があり、有効だと考えられる。

今回の研修については、内容、形式ともに良い評価を得ているが、講義時間の設定など改善に向けての提案を活かしつつ、これからも高い質を担保しながら継続して研修を行っていくことが望ましいと考えられる。

第 IV 章 全体総括

1. 児童の意見表明の機会とシステム構築

一時保護児童が意見表明支援を利用し、意見表明を行うことができるようなシステムを構築する試みから見てきたことは、利用した児童数は必ずしも多いものではなかったが、こういった環境設定がなければ、声としてあげられることのなかったものが現れてきたことのもつ意味は大きいと考えられる。児童の声、意見表明の機会をつくる一つの形と言えよう。

関係者間での事前の入念な打ち合わせ、準備、途中での改善策の実施など、児童の意見表明の機会をつくりだすという考え、思いのもとに実行されたものである。何もなかったところから、システム(仕組み・機能)がつくられていき、これはこれで、一つのひな型となり得るものとする。意見表明支援面談の開始から終了までの「シナリオ」は、最初からあったものではなく、関係者間での打ち合わせのなかで、「シナリオ」の必要性や有用性が共有され、作成にいたったものである。短い時間のなかで、いかに児童のなかにある声、思いを形にしていくのか、児童が自分の言葉で「意見」を形作っていくのをいかに手伝っていくのかということを示すことにより、意見表明支援員の機能が明らかになったということもできる。一からシステム構築を始める場合のモデルになると考える。

最初からシステム構築に関わっていた者と、途中からそのシステムのなかに位置づけられ、システムの一部として動くことになる者との間では、「システム」の理解に濃淡が生じやすくなること、最初からシステム構築に関与したかったという思いが生まれてくることも、見えてきたことである。一から構築する場合も、現状のシステムを目的に合わせて変容させる場合も、一人ひとりの職員、一人ひとりの意見表明支援員、そして一人一人の児童の考えや思い、声も等しく、すくい上げ、必要に応じて対処する、適時に適当な役割の者が「応ずる」ことの重要性も示唆されたと考える。システム(仕組み)も、人も、大事にしながらシステムを作っていくことが、児童の意見表明の機会を保障するシステム構築には欠かせない点である。

2. 子どもの権利保障における課題

子どもの意見表明の機会を保障することが子どもの権利保障となるわけであるが、理念として思想としてわかっている、それが実際にどのような形をとるものなのかを知ら

なければ、個々の子どもにとっての意見表明の保障を担保するのは難しい。言葉や気持ちだけではなく、自らの言動が児童にとっての意見表明の場をつくっているという認識が広まることが大事と考える。子どもの権利保障を確実にする、具現する自らの行動を理解することの重要性については、子どもの権利擁護(意見表明等支援)に係る講演会、技術的研修の参加者の声からも浮き上がってきたものである。

子どもの声を聴く、意見を聴くことが重要であることに異論を唱えるものではないが、「意見を聴く側」と「意見を聴かれる側」という構図になってしまいやすい危険性もはらむと考える。あくまでも、「子ども自らが、意見を表明する」という、子どもが主語となる場をつくるという意識を大人が持つ必要がある。「意見聴取」と「意見表明」とでは、その主語が異なるという認識が大人側に薄いというのが課題である。意見表明支援は、あくまでも子どもの主体的、自発的な意見形成、意見表明の支援である。中心は、子どもにある、ということが如実に表されている文言である。

意見聴取の重要性を否定するものではもちろんないが、意見聴取のために「意見表明支援」をするのではない。意見聴取の場に臨むことになる児童の意見表明支援や、日常生活場面のなかでの「意見表明支援的」関わりが広まっていくことも、子どもの権利保障につながるものである。意見表明支援員の役割や機能の理解が進むことも、子どもの意見表明権、ひいては子どもの権利保障につながるものである。意見表明支援員と児童との関係性の理解が進んでいくことも課題といえる。意見表明支援員に子どもが「意見」を言ったから、意見表明の場は必要ないといった理解ではなく、意見表明支援員はあくまでも児童と横並びの関係にあって、児童の意見表明の対象ではないという認識が広まることも大事である。

3. 今後の展望

令和6年度から子どもの意見表明等を支援するための事業が制度に位置づけられることから、今後は児童相談所一時保護児童だけではなく、児童福祉施設に入所している児童等にも意見表明支援をする仕組みがつくられ、意見表明を支援する者が派遣されていくものと推察される。今後さらに、児童相談所、そして児童養護施設を含む児童福祉施設でも、児童の意見表明の機会を保障する仕組みづくりが、進んでいくものと思われる。

啓発という観点からは、より専門的、具体的な内容の講演会開催、技術的研修を受けた施設等については、そのフォローアップの研修実施が、意見表明の機会保障には実効的であると考えられる。

活動報告書が子どもの意見表明等を支援する一助になれば幸いである。